



納期内納税にご協力ください

税金がコンビニで納められるようになります

住民の皆さんの生活環境が変化し、平日に役場や銀行の窓口に行く時間が取れない方が多く、納税できる場所や時間の多様化が求められています。

こうした状況をふまえ、町の税金などを、コンビニエンスストア（コンビニ）などで納税できるようにしました。

コンビニで取り扱っている税金などは、次のとおりです。

- 町県民税
- 固定資産税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税
- 後期高齢者保険料
- 介護保険料
- 下水道事業受益者負担金

それぞれ、平成28年度の当初課税分から、コンビニで利用できる納付書を送付する予定ですが、2月以降に発行する随時課税分や再発行納付書など、当初課税より前にお手元に届いた納付書でも、バーコードの記載があるものについては、コンビニで納付することができます。

町税の収納状況

町税の収納状況は、町県民税などの一般税（現年課税と滞納分）で約91%、国民健康保険税（現年課税分）は約88%で推移しています。これは、福島県内の収納率の平均（約93・7%）よりも低い数字となっています。

このため町では、住民の皆さんに納税しやすい環境を提供することで、収納率の向上を図りたいと考えています。

今回コンビニでの納付を開始しましたが、このほか金融機関での口座振替、日曜窓口の開設も行っておりますので、ご自身のライフスタイル

【収納状況の推移】

平成26年度末町税未納額 **302,486,407円**

普通税収納状況

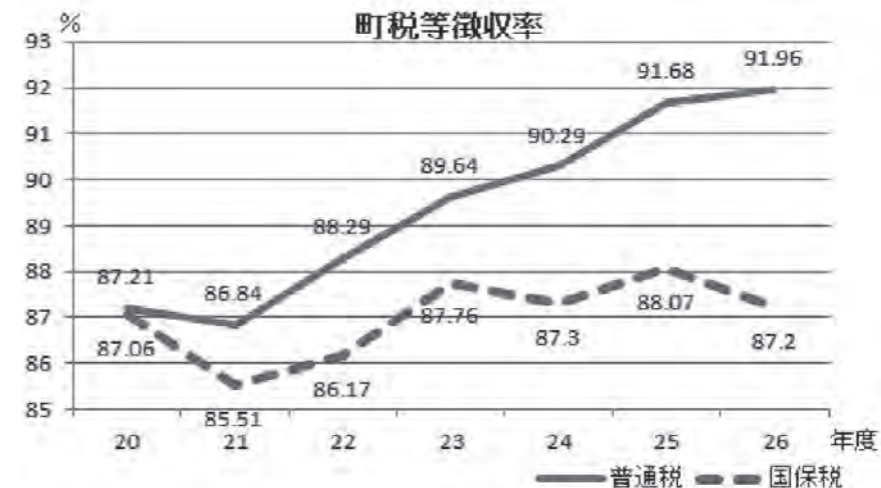
平成26年度徴収率	
鏡石町	91.96%
県平均	93.70%

国民健康保険税収納状況

平成26年度徴収率	
鏡石町	87.20%
県平均	90.30%

※現年課税分、滞納繰越分の合計の徴収率

※現年課税分の徴収率



に合った納税方法で、納期内納税へのご協力をお願いいたします。

● 口座振替
指定いただいた税について、各税の納期限に口座から自動で引き落としできます。町税口座振替取扱金融機関へ口座振替依頼書を提出してください。

「口座振替取扱金融機関」
東邦銀行、須賀川信金、すががわ岩瀬農協、福島懸商工信組、大東銀行、ゆうちょ銀行

● 日曜窓口開設
毎週日曜日午前8時30分から正午まで、納税と各種証明書の発行窓口を開設しています。

税の公平性を保つため滞納処分を実施しています

国民の三大義務の一つである「納税」。

「税金」は、医療や教育の充実、安全や秩序の維持など、わたしたちの暮らしを豊かにする町の大切な財源です。忘れないように、納期限までに納付してください。

【税の公平性】
行政サービスの財産（町税）を確保すること、納期限内に税を納付された人と納付されなかった人との不公平をなく

し税の公平性を保つために、町では法律に基づき滞納処分（差し押さえ）を行っています。

【納期内納税】

納税本来の姿は、定められた納期限までに自主的に納付していただくものです。大多数の方がその納期限を守っていただいています。これが守られないと督促などの費用がかかります。納付していただいた町税を有効に活用できなくなります。納期限内納付にご協力ください。

【滞納処分】
徴税吏員（町税務町民課職

員）には、滞納者の情報などの個人情報調査、滞納処分を行う権限が与えられており、この権限は裁判所などの許可状を必要としません。

したがって、文書などの催告にもかかわらず納税相談や納付がないときは、徴税吏員は滞納者に対し、法律に基づいて債権（預貯金・給与・生命保険など）、不動産（土地・家屋など）などの財産の差し押さえを行い、町税の滞納分に充てます。

差し押さえや財産調査を実施するにあたり、本人の承諾は必要ありません。

【まずは相談を】

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

▼問い合わせ先
税務町民課 ☎62-2114

国民健康保険税 ひとくちメモ

【納めなければならない人】
世帯主が国保の被保険者であるなしにかかわらず、世帯の中に国保加入者がいる場合、国保税は世帯主が納めなければならないことになっています。

【所得申告を忘れず】
国保税は、加入者の前年中の所得に基づいて計算されます。申告がないと、保険税の軽減制度に該当しても軽減が受けられなくなります。また、国保加入者は全員申告するようになっています。前年中に所得のなかった方も必ず申告してください。

【保険税が未納のままだと】

保険証の期間が短くなった、窓口での負担が10割となる資格者証の対象となり、給付が制限されることがあります。また、高額療養費の限度額適用認定も受けられなくなります。滞納する前に必ず納税のご相談をしてください。

差押の流れ

納期限を過ぎても納付されない場合

地方税法の規定により、納付期限経過後20日以内に督促状を送付します。納期限の翌日から延滞金が計算されます。

督促・催告

町では督促状を送付しても納付がない場合は、催告書の送付や電話による催告を行う場合もあります。

財産調査

督促状や催告書を送付しても納付がない場合は、滞納者の財産を発見するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先などに対して調査を行います。これらの調査は、滞納者に事前に了承を得ずに行うことができます。

差押

督促状を送付して10日間が過ぎても納付がない場合は、財産の差押（滞納処分）の対象となります。税の差押は、予告なく本人や裁判所の承諾を必要とせず実施することができます。

税充当